

那珂市議会菅谷地内旧歯科ビル及び 土地の寄附に関する調査特別委員会記録

開催日時 平成30年9月18日(水) 午前10時

開催場所 那珂市議会全員協議会室

出席委員	委員長	綿引 孝光	副委員長	古川 洋一
	委員	大和田和男	委員	富山 豪
	委員	花島 進	委員	筒井かよ子
	委員	寺門 厚	委員	小宅 清史
	委員	木野 広宣	委員	萩谷 俊行
	委員	勝村 晃夫	委員	中崎 政長
	委員	笹島 猛	委員	助川 則夫
	委員	遠藤 実	委員	福田 耕四郎

職務のため出席した者の職氏名

議長	君嶋 寿男	事務局長	寺山 修一
次長	清水 貴	次長補佐	横山 明子

会議に付した事件

菅谷地内旧歯科ビル及び土地の寄附に関する事項について

…旧歯科ビル及び土地の寄附受け入れに係る登記関係の事実確認、今後のまとめ方について協議

議事の経過(出席者の発言は以下のとおり)

開会(午前10時00分)

委員長 それでは、開会をいたします。

本日は当委員会にお忙しい中ご参集を賜わり、ありがとうございます。慎重なる審議をお願い申しあげまして、簡単ですがご挨拶といたします。

開会前にご連絡いたします。

会議は公開しており、傍聴可能とします。また、会議の映像を庁舎内のテレビに放送します。会議内の発言に際しましては、必ずマイクを使用してください。携帯電話をお持ちの方は、必ず電源をお切りいただくかマナーモードにしてください。

ただいまの出席委員は16名であります。欠席委員はございません。定足数に達しておりますので、これより菅谷地内旧歯科ビル及び土地の寄附に関する調査特別委員会を開会いたします。

職務のため、議長及び議会事務局職員が出席しております。

ここで、議長よりご挨拶をお願いいたします。

議長 皆さん、おはようございます。

本日は調査特別委員会にご出席、ご苦労さまでございます。菅谷地内旧歯科ビル及び土地の寄附に関する事項ということで、綿引委員長を中心にご審議のほどをお願いをいたしまして、挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長 これより議事に入ります。

1、菅谷地内旧歯科ビル及び土地の寄附に関する事項についてを議題といたします。

当調査特別委員会は、参考人1名、証人11名においでいただき、旧歯科ビル及び土地の寄附に至る経緯について証言を求め、また、執行部に関係資料の提出を求め、事実の確認に向け調査を進めてきたところです。

前回の調査特別委員会では、協議の結果、再度の証人及び参考人の出頭を求め、再質問をしないことに決定したところです。さらに、これまでの調査特別委員会で行いました相続権者の証人喚問における証言の中で、相続権者の方々が旧歯科ビル及び土地の寄附にあたり、当該不動産を相続した（覚え、記憶、認識）がないとの証言がされているにもかかわらず、移転登記がされていることから、登記申請書の確認が必要ではないかのご意見が出され、当該書類の提出を求めることを決定したところでございます。

この件に関しましては、法務局側からの資料の提出は難しいということでありましたので、執行部側から、その登記申請にかかわる書類等に関して提出を求めたところ、執行部から、菅谷地内旧歯科ビル及び土地の寄附の受け入れに際して行った登記に係る申請書類一式の控えが提出をされ、議会事務局にございますのでご確認をお願いしたいと思います。

この確認につきましては、どのようにすればよろしいでしょうか。事務局のほうに控え、写しがございますので、それをここへ持ってきてもらって、皆さんに回覧をするか。あるいは、回覧では時間がかかるということであれば、写しをとっていただいて、終了後には回収するとういうふうな方法もあると思うんですが、いかがいたしましょう。

（「読みあげてもらうのは」と呼ぶ声あり）

委員長 それも可能だと思うんですけども。

（「何ページぐらいあるんですか」「配布してみたら」と呼ぶ声あり）

委員長 コピーしていただいて、終了後に回収ということで、もしよろしければ。

じゃ、暫時休憩いたします。

休憩（午前10時04分）

再開（午前10時17分）

委員長 それでは、再開をいたします。

事務局のほうから、書類の説明をお願いします。

次長 それでは、事務局のほうから、お手元の資料について説明をさせていただきます。

まず、最初の登記嘱託書の件でございますけれども、お父さんが亡くなりまして、子供たち、被相続人3人の方に、それぞれの持ち分で相続がなされております。その後、2

つ目の嘱託登記になりますけれども、お母さんが亡くなられて、お母さんの持ち分が被相続人お二人のお子さんのほうに所有権の移転がなされております。そして、一番最後の3つ目の嘱託登記でございますけれども、こちらにつきましては、それぞれの被相続人の方が市のほうに寄附をいたしますよということの申し出のもとに持ち分が市のほうに所有権が移転登記を出されたものでございます。

事務局のほうからは以上でございますけれども、2点注意をさせていただきます。お手元の資料、かなり個人情報がありますので、ごらんになった後、事務局のほうで回収させていただきますとともに、この内容についての言動等は慎重になさるようお願いいたします。

以上でございます。

委員長 それでは、以上のような書類が、執行部のほうから提示があったということでございますけれども、何かこの件に関してございましたら。

副委員長 ちょっと事務局に確認をしたいんですが、事務局でご存じかどうか。この登記嘱託書が3枚ありますけれども、最初は結局お父様がお亡くなりになって、残された奥様、そしてお子様への相続、そして、次が奥様が亡くなって、残されたお子様への相続、3枚目がそのお子様たちから市のほうへ移転をする登記、これを一連の申請でもって、相続から移転登記までが済んだというふうに理解すればよろしいのでしょうか。

次長 そのとおりでございます。

副委員長 ありがとうございます。

遠藤委員 これ3つあるわけですね、手続の段階としては。だから、最初亡くなった方のビルの所有者の方の相続の部分と、それから、奥さんの相続の部分があるわけですが、最後の部分は、最後の3番目の嘱託の部分、それぞれ登記義務者、いわゆる3人の息子さん、公共事業用不動産として寄附しましたというふうなことになるわけですが、その寄附をしたということ自体は、その3人の息さんが所有権を持ったから寄附できたということになるわけですが、その所有権を持った、つまり相続したという部分が、前の2つの登記嘱託によって、相続が済んだということになるんですね。ただ、ちょっとその手続上教えていただきたいのは、登記嘱託書というものの中で、相続人が、委任状なしに那珂市が登記申請というか、登記を申請できる根拠を教えてくださいませんか。

事務局長 すみません、これ、事務局に聞かれてもお答えのしようがないんですが、一応事務局のほうにお聞きしたところでは、登記承諾書兼登記原因証明情報に実印が入っているということで、これが証明になるということでございます。

遠藤委員 それはちょっと説明としては不足だと思いますね。この実印の意味は私がこの不動産を寄附しましたよという書類の実印ですから。ただ、このそもそも寄附したということは、この人たちが相続を受けなければやっぱりできないわけでありまして、その相続

を受ける手続というのは、この前の2つの登記嘱託書に関係するものなんですね。これに関して、これ市が代理しているようではすけれども、そもそも相続人の承諾、そもそも、こっちに本当は実印のある書類が必要なんです。それが通常は委任状なんですね。市にこういう手続していいですよというのが、委任状が通常は必要なんです。もしかしたら、これが必要がない手続なのかもしれませんが、その意味合いを教えてください。これが事務局でわからなければ、執行部からの説明を求めたいと思います。

次長 私ども、法務局でお伺いした内容でしかお答えできないんですけれども、最終的に3人の被相続人の方が市に寄附をしたという意思の確認、印鑑登録証明がついた、その事実でもって、市のほうでは代位登記ということで、その所有権を市に移転するまでの手続については、代位登記でできるというふうなことをお伺いしております。詳細については、ちょっと事務局ではそれ以上わかりません。

以上でございます。

遠藤委員 代位登記は、3人の相続人は寄附をした、それを那珂市が所有権の移転の申請をしたという部分に関してだけだと思うんですね。ですから、相続の手続に関して3人が那珂市に委任をしたという意味合いのものはないというふうに思うんですが、そこらは実際に手続をした担当課があると思うので、これはこれで確認だけになると思いますけれども、お呼びできればお聞きしたいなと思うんですが。

委員長 ちょっと、暫時休憩します。

休憩（午前10時26分）

再開（午前10時43分）

委員長 それでは、再開いたします。

遠藤委員 今ちょっと休憩の間に、ご説明をいただきまして、私の疑問としてはわかりました。

これは一般用のと違って、公共用のものはこの書類で事足りるという、これが通例であるというのが確認できましたので、私、この件に関しては特段問題ございません。

以上です。

委員長 それでは、今回の書類の件に関しましては、外にご意見なければ、次に進めていきたいと思うんですが、よろしいですか。

（なし）

委員長 それでは、当調査委員会の進め方についてご協議をお願いいたします。各委員からご意見をいただき、本委員会の今後の進め方についてご協議をお願いしたいと思います。

花島委員 こうしたいというよりは、この件はどうするんですかという、質問というか投げかけです。委員会が始まったときに、いくつかこんなこと調査したいという話がありました。その中でほとんど議論されていないのは、寄附要綱、あるいは寄附に関する規定案を提案するための先進自治体調査、何にもやっていないですよ。それから、議会からの寄附要綱案の提案、これも何もやっていない。それから、行政文書管理に関連して、

今の文書管理方法を確認するというのもほとんどやっていないに近い。それから、やはり文書管理の先進自治体調査、それから、文書管理の議会からの提案というのも議論もされていません。これはどうしますか。

それから、これが地方自治法 96 条にいう負担つき寄附というのに当るかどうか、あるいは、それに対する判断なりなんなりを、私が議論を投げかけても全然避けていますけれども、それどうするんですか。

以上です。後は報告書をどうまとめるかというのは別の問題で、また議論があると思います。

委員長 今、花島委員のほうから、寄附の要綱の作成の件、それから、市の文書の管理のほうをこのままでいいのかどうすればいいのかという話と、あと、負担つき寄附という話があったけれども、この件に関しても結論が出ていないということだと思えるんですけども、この3つに関しましては、調査報告書をどういうふうにするかということと、並行して出た話ですから、この今の3つのことに関しても、最終的には委員会の意見ということで報告書にまとめなくてはいかんというふうには思っております。

花島委員 私が言いたいのは、報告書にまとめろということじゃなくて、まとめないならまとめないでいいんですけども、当初の目的として挙げたけれども、やらないというふうに決めるなら決めろというだけの話です。言っている意味わかりますか。やるということを決めてあるので、後でやらないんだったらやらないことにしたというふうにするのだからいいと思います。

委員長 ほかにご意見ございませんか。

当然、花島委員のご意見に対する意見というかそれでもいいと思うんですが。

助川委員 今回の百条委員会に関しましては、旧歯科ビルの件に限って、これを委員会の報告としてまとめあげるということに絞り込んで、委員会としての結論を出したほうがいいと私は思います。

委員長 今日1日で結論までいけるかどうかわかりませんが、委員の皆さんのご意見を聞きたいとも思っておりますので、ぜひ、どういうふうな方向性で行けばいいのか、具体的にご意見頂戴したいと思っておりますので。

遠藤委員 まず、今花島委員からの話に関してお話をしたいと思いますが、私も当初そういう話をしておりますので、気持ちとしては実は変わってはおりません。実際に行政の文書管理に関しても、実際、本当は複数名で動いて、組織としてこういうふうなものに対処していかなければいけないし、それが記録に残していかなきゃいけないのがやっぱり通例だと思うんです。それが、やっぱりいろいろと今まで聞いた中で見ると、そういう文書、記録が残っていないというのはやっぱり不適切であったと思いますから、今後こういうことがないようにするために、議会からも提案は本来はすべきだろうというふうに思いますし、そのためには、先進事例ではどういうふうに行っているかの調査をしたほ

うがいいとは思ってはおります。

それと、あと寄附行為に関し、寄附要綱についても、こういったものが定まっていないのでこういったことができてしまったということがありますから、ある意味再発防止という意味では、当然議会としてこういったことも提案していく必要がやっぱりあるとは思ってはおります。

負担つき寄附に関しても、これはちょっと今後の進め方に対しての意見ですが、今までいくつか議論があったと思います。これはその関係人の方のヒアリングもあって、おそらくいくつかの柱が出てきたんだらうと。それぞれのこの柱については、こういう議論をしてきて、結果こうだったということをつくつかの柱ごとに集約してまとめていくということで委員会集約に向けての流れを持っていくべきなのかなと思っています。

その中で、私なんかが思う大きな柱のいくつかというのは、例えばまず最初、危険度調査ということがあったと思います。客観的な危険度、これについてどうなのかというふうな報告をまとめる必要があるらうと思います。後、実際に議論していく中で、あれを何で受けてしまったのかというふうな質問の中で、執行部で資力の問題が出てまいりました。ですから、本当に資力なしと判断をした経緯という部分も、いろいろ資料を提示していただいたこともあります、これについてのまとめも必要だらうというふうに思っております。

それと、固定資産税の税金を取らなかったと、課税を保留したという部分も、これに関してのいくつか議論がありました。これについても結果こうでしたよというふうにまとめる必要があるらうと思います。

また、負担つき寄附というふうな観点でも話がありました。これについても、どういう形でということで集約して、まとめる必要があるらうと思います。私のほうとしては、その危険度調査、資力、固定資産税の保留と負担つき寄附、この大きく4つの柱でそれぞれどういう議論があって、事実関係をしてこうであったというようなまとめをしていけばいいのかなというふうに思っています。

委員長 ほかに。

花島委員 別にそれでもいいんですけども、ただ、まだ余り議論していないですよ。基本的には証言を聞いたのが中心ですよ。ですから、私は、これまでいろいろ考えはあっても、一応証言を皆さんが聞くのを、またはその答えを私も聞くという形でやってただけで、そのそれぞれの解釈について、ほとんど議論していないと私は思いますね。だから、今の段階でいきなり報告書みたいのを、遠藤委員が言ったような形ではとても書けないと思うんです。ですから、遠藤委員が柱という部分について、やっぱり議論をしないとらないと思いたすがね。報告書に書いたら。

委員長 あの、挙手して意見を頂戴するのが筋なんです、皆さんのご意見を聞きたいということで、端から順にというのはいかがでしょうか。副委員長がみんなの意見を聞こうと

ということなんで、ぜひお願いしたいと思います。

大和田委員 先ほど、柱という話があったと思うんですが、その柱一つ一つ、やはり確かに花島委員が言うように、議論しなければならないというのと、あと、委員会設置の調査事項として、先ほど言っていた寄附要綱の話とか、そういった文書管理の話も何か結論づけないと、多分市民に、こういうわけで百条委員会を立ちあげたんだよという話をしてるので、何か結論というか、何かを提示しないと説明していけないのではないのかな、最終するにしてもと思います。

以上です。

富山委員 かなり、何日間も時間が経っているので、今読み直していたんですが、もう、証人の方は今後呼んだり何もしないということなんで、やはり、この内容であっても、小宅委員がよく言うように淡々と作りあげちゃうほうに向かっていけばいいのかなと。それと同時並行で、やっぱり今後の寄附のあり方とか、文書管理のあり方なんていうのが、ちゃんときちんとした形でできるようなシステムを、同時に提案できればいいのかなと思います。百条委員会は百条委員会で、この出ている内容をきちんと提出するというような形でいいのかなとは思います。

筒井委員 お二人からお話が出たように、今まで証人の方に来ていただいたお答えと、それから、こちらから投げかけた質問を整理して行って、こういう状況についてはこういう答えが出たということなどを淡々と説明してまとめていけばよいのではないかと思います。それと、先ほど遠藤委員からありました危険度調査とか、どのようにして資力の問題を解決したかとか、それから固定資産税を保留して取らなかったこと、その他についても、またそれはそれでまとめていけばよろしいかなと思います。

以上です。

委員長 まとめるということなんですけれども、まとめるための根拠がちょっと乏しいような気がするんですけれども、その辺はどんなふうにお考えでしょうか。筒井委員、すみません。

筒井委員 まとめるための根拠が必要という、今、委員長からのお話でしたが、でも実際に証人の方にお話を伺って、こちらからの質問に対して向こうからの答えをいただいているので、それらをまとめていけばよいのではないかと思うんですが、まとめ方についてと言われましても、ちょっとなかなか難しいものがあります。

以上です。

花島委員 一つ一つやっているより、とりあえず皆さん意見を聞いてから、また議論したほうがいいと思うんですけれども。ちょこちょこやるんだったら、私もいくらでも言いたいことあるんです。

委員長 じゃ、まず一回りしましょう。わかりました。

小宅委員、お願いします。

小宅委員 私、従前申しあげていますが、今までのことを、やはり富山委員おっしゃるように、淡々と積みあげていくのが報告書だと思いますので、そこを操作するとか、そういうことが基本的にあってはならないと思います。出たことを淡々と積みあげていくところで、今回イレギュラーなことが起きたということは事実でありますので、それがどうして起きたかということに関しての積みあげをするというのは、報告書の1つの大きな要因だと思います。

それから、今後の寄附のあり方という部分は、今回こういう処理が起きたけれども、再発防止のためにはというのは、確かに入れたいところではあるんですけども、そこはちょっとなかなか悩ましいところで、いわゆる、じゃ、どういう想定でそれが寄附が起きるかといった場合、このような百条委員会という形での報告書にあげるべきなのかというふうな疑問が1つ残る部分、何なら空き家のほうの対策のほうになるということもあるのかなというのも考えますし、ただ、議会でこれを積みあげるとなると、今度は条例案というところまでいっちゃうので、その辺もちょっと悩ましいなところですので、一応委員会としての諮問という形では載せるべきだとは思いますが、それを明確に載せるかどうかというところはちょっと疑問が残ってしまいます。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

では、寺門委員、お願いします。

寺門委員 この後の進め方ということで、やはり、事実がきちんと、それぞれ証人の方、それから、参考人の方も含めて得られておりますので、それをちゃんと捉えて評価をしていくということですよ。評価というのは当然食い違いがある。じゃ、それは例えば負担つき行為についてどうだったということで、双方食い違いがあれば、食い違いがありましたというふうに、この委員会で事実確認をして、そういうふうにまとめるのか、また、これは委員会としてはこういうふうに解釈しますということもつけ加えてもいいのかなという気はします。今、5つぐらい大きな項目で出ていると思いますので、それぞれに議論をしながら、そこで評価、事実の確認をしていくというのが、一番いい方法かなというふうに思います。

あとは、文書管理の問題ですとか寄附行為については、やはり委員会としては、いろいろ事実確認をしたけれども、ここまで確認できました。ついては、これこれこういうことなんで、以下に提案したいというまとめ方もあろうかなというふうに思いますので、あとは議会のほうで受けて、じゃ、先ほど小宅委員から話がありましたけれども、条例改定云々という話にもつながるような事態になりかねないということで、非常に判断が難しいという部分がありましたが、私もそう思いますので、いずれにしても、必要なことは改善事項として提案して、じゃ、次議会として、執行部へ言うということが必要ではなかろうかなというふうに思います。

以上です。

木野委員 確かに今まで、かなり参考人を呼んで話を聞いたりとか、また、こちらのほうとしても、今までやってきたことがありますので、そういったことを一つ一つまとめていくしか最終的にはできないのかなと。ただ、1つ私が疑問があるのが、この委員会で、ちょっと事務局に確認したいんですけども、定足数というのはどういう感じになるんですか。ずうっとやっていく場合には。この委員会をいつまでやっていくかという部分なんですけれども、その辺がちょっと私も、これでまとめないそのままずうっと、平行のままやっていってしまうと、どうなるのかという、正直なところ、心配はしているんです。だから、今このいる人数でやっぱりまとめていこうとなると、今まで出てきたことをまとめるしかないのかなと私は思います。

以上です。

委員長 萩谷委員、お願いします。

萩谷委員 各委員からいろんなご意見が出ていますけれども、最終的にまとめ方という話になっていますけれども、あくまでこれは菅谷地区の歯科ということですが、それについてまとめるということが最終的にはいいんじゃないかなと思いますよね。確かに、いろんな再発防止とか色々出ていますけれども、この特別委員会に関することをまとめるということでもいいと思うんですよね。そうしないと、何か後から後から続けていっちゃうと、まだまだずるずるいっちゃうんじゃないかなと思いますので、そんなにもう、この辺で報告書をまとめるということでもいいと私は思いますよ。

以上です。

委員長 じゃ、勝村委員お願いします。

勝村委員 今まで、証人、参考人から聞いたことを、淡々と事実関係を評価して、それでそれをまとめていくと、これしかないと思うんだよね。

以上です。

委員長 じゃ、まだご意見頂戴していないのが、笹島委員、お願いします。

笹島委員 事実関係、今まで証人喚問、長くやっていたんで、執行部と証人との食い違い、それを文書であらわしていったと、第1点。それと、それを精査して、やっていくという形が1点と、それから、この百条委員会を立ちあげた一番のあれは、やはり危険極まりないからということで、課税もせず免除してあげたと、その方たちに対して、資力があつたかないかということをしていながら、本当にこれは寄附行為として正当なものかということですよ、追求しなきゃいけない部分は、執行部に対して。それはどうなんですか。その話も1つもしていないんですけども、やっぱり一番大事なところだと思うんですよね。ですから、それもやはり真の話をしていきたいという話ですね。

以上です。

委員長 じゃ、福田委員。

福田委員 順々でやっているの。

委員長 既にご意見頂戴いただいている方は割愛させていただいて、指名させてもらっています。

福田委員 それでは私のほうから、まず今回の百条委員会、スタート、この負担つき寄附ということが違法であるということからスタートしていったのが、今回の百条委員会の趣旨だと思うんですよ。この負担つき寄附ということが違法か違法じゃないかということの結論というのは出ていますか。出ていないでしょう。出ていなくてこれずうっと進められてきている。それには、その中身については、いわゆる負担つき、いわゆる税の問題、こういうことがあった。

それから、急に例えばきょうの百条委員会でもそうですけれども、前もそうですけれども、紙っぺら1枚ですよ。会議事件、菅谷地内旧歯科ビル及び土地の寄附に関する事項、審議をする内容が、全く今までになかったですよ。それで来て、きょうひとつとっても、今度は皆さんからご意見、今までの経緯のご意見、それから、今後の進め方、そんなこと言われたって急に言葉出ないですよ。そうじゃないですか。もうちょっとやはり審議をする内容をちゃんとやっぱりうたってくれなければ、サプライズじゃないですよ。違いますか。急に来てこんなことでこういうふうに言って委員長から言われてよく答えが出ますよ。私は出ません。まだまだ問題があります。

以上です。百条委員会なんてそんな甘いもんじゃないですよ、これ。

委員長 大分今、厳しいご意見が福田委員のほうからございましたけれども、とりあえず委員の皆様方から、一通りご意見を頂戴したということでございますので、さらに議論を深めたいと思うんですが。

花島委員 私は福田委員と違って、この件に関しては、事前に調査もしているし、過去の議事録を読み直したりして、自分なりにかなりまとめて、ある意味では戦闘準備はできているから、福田委員みたいな怒りにはならないんですが、普通に考えれば、福田委員の怒りはもっともだと思います。ちゃんとした議事、こういうことを議論するという中身なしで、何々についてだけでは、それもありですけども、ただ、さくさく進まないのは事実ですよ。何を問題で何を議論するのかというのが、あらかじめ考えている人以外にはわからない。

さて、私は、これまでいろんな方が、事実を並べるだけでいいんだという言い方しているのが、私は非常におかしいと思っております。なぜかといったら、必ずそこには判断が入っているんですよ。実際に過去の証人に対する質疑なんか見ても、かなり誘導尋問みたいなやつが多いし、それをこう言われたからこう答えましたみたいな話だけでは、やっぱりおかしいと思います。それと、古川副委員長のまとめにしる、質問の中身にしる、大事なことを言わないで聞いていたりします。そういうことがあるので、やっぱり個々のことを評価して、全体図を見るというという形にしながら、わからないところは

わからない、それはあります。あるいは、こう言った、これは言わなかったという事実関係はあるにしても、全体像を見るという議論をしない限り、ただ事実を並べれば済むという話じゃないと。単に事実を並べるんだったら、こういう議事録みたいなやつをこうでしたと出すだけでしょ。そしたら、それ読んだ人は何言っているんですかと思えますよと私は思います。

以上です。

小宅委員 その件ですけれども、発言に対して、一つ一つずつ解釈をつけていったのでは、当然、それ以上の主観が入ってしまいますので、やはり言ったことは言ったこと、聞いたことは聞いたこととして、事実として積みあげていく以外の方法はないと私は思っております。それによって判断するのは、あくまで議会ですので、それを議会に提出するのが百条委員会ですので。後、それをもって議会がどう判断するのかというのはまた別の話だと私は思っております。

以上です。

花島委員 議会に判断を任せるとするのは、ここほとんど議会の全員じゃないですか。議長を除いて。それは何か無責任じゃないですか。このみんなで報告書を出して、その後、1人だけ議長が加わった場で、その可否について論ずるなんていう話なんですか。ちょっと私は全く理解できない。

小宅委員 そこは権能の話ですので、じゃ、例えば百条委員会で例えばですけれども、不信任決議案出せますか、出せないですよ。それ、出す出さないはわからないですよ。ただそういう判断ができるのは、あくまで議会ですので、それを判断するのは議会だと思っております。百条委員会で判断することではないと私は思います。

花島委員 百条委員会で信任不信任だなんて話をしているんですか。事実関係なり何なり、この事態をどう見るかというでしょう。それが百条委員会だと私は思っていたんですよ。事実だけ並べて、証言だけ並べて、それであとは議会よろしくというのは、全く私は理解できないですね。

小宅委員 百条委員会で、じゃ、これでよかった悪かったというようなことをやって、じゃ、何の意味があるんですかということになっちゃいますよね。あくまで議会に提出することによって議会の権能をもってそれを判断する材料としての百条委員会の報告書ですので、そこに、意思の介入というみたいなものが入るということは、やはりそれはよろしくないことだと思いますので、事実を淡々と積みあげた報告書を議会に提出するというのが、百条委員会の役目だと私は思います。

花島委員 全然そうは思いません。そもそも何を聞くかに意思が入っているんですよ。

(「あとで議論して」と呼ぶ声あり)

小宅委員 これは、私と花島委員の考え方の違いですので、これは、やはり委員長、副委員長で統率してもらえないと思うんですね。確かに2人でいくら話していても平行線で

すので。

委員長 じゃ、ちょっとここで、1時間以上経過しておりますので、休憩入れたいと思います。

11時半再開ということで、お願いします。

休憩（午前11時14分）

再開（午前11時31分）

委員長 それでは、再開をいたします。

笹島委員 先ほどから聞いていると、いろんな人に聞いているのはいいんですけども、委員長はこれからどういうまとめ方をしていくのかというのがちょっと聞きたいんですけども、まとめ方。もうまとめていかなければいけない時期なんでしょう。いつもあれすると、やはり趣旨から外れた、非常に膨らみが大きくなってきちゃっているんですね、段々。ですから、そういう面で、今言っていた、最初始まったのはやっぱり負担つき寄附行為、そういう面から始まったと思うんですね。ですから、段々その趣旨たるものが離れていって、本当に大きな膨らみとなってわけがわからない、ただ、時間をつぶしている形になってきて、委員の人たちも、ややちょっとお疲れ気味になっていると思うんだよね。ここで委員長がどのように進めていくかということ、きちんとやっぱり教えてほしいんですね、リーダーシップ持って。

委員長 ほかにご意見ございませんか。

遠藤委員 確かに、もう全ての方から話をお聞きしていますので、まとめていく時期なんだろうと私も思っています。それで、まとめ方としてですけども、先ほどちょっとお話ししたように、当然議論すべきところは議論すべきだと思うし、あと事実としてこれはこうだったというふうなまとめ方も当然必要なんだと思いますが、ただ、そのまとめとしては、何についてはどうでした。何についてはどうでしたという項目出しをまずしなければいけないのではないかなと思うんですね。これが多種多様に渡っておりましたので、ただ、私が先ほど、あくまで原案ですよ、案として私の観点では、こういう4つが大事なのかなというものを申しあげました。ただ、あとさらにそれについてちょっと結論めいたものを私のほうでちょっとご提案だけします。あと、それをお聞きいただいた上で、もっと、いや遠藤の言う以外にこういう観点もあったんじゃないかということがあれば、それを出していただいて、それぞれの項目ごとに議論すればいいんだろうというふうに思いますので、ちょっとご提案だけ申しあげたいと思います。

まず1番目は、先ほどもちょっと申しあげましたが、客観的な危険度というものがどういったものだったかというのが焦点になったと思います。ちょっと、文書の膨らませ方はまだあると思うんですが、私自身の結論は、市が危険だ危険だと言っていたけれども、きちんと危険度を調査せずに判断をしたということが明らかになったと。その後で、チェックリストみたいなものが示されましたけれども、危険だというのであれば、もう政策判断として、今後はこういうデータに基づいて危険だと判断すべきであるというぐら

いの結論なのかなというふうに思っています。

2番目、資力の問題でございますけれども、これに関しては、市は、相続人に関して資力がないからもらってしまったということをお話していましたが、どうも聞き取り調査、もしくは、出された資料によりますと、相続人全員の資力がないという客観的な判断をするには至らなかったということで、これも資力がないというふうな政策判断としては不十分であるというぐらいのまとめなのかなというふうに思っています。

3番目、固定資産税の課税保留に関しては、これはまさに関係人の聞き取りで明らかになったわけですが、寄附とともに免除するというのをセットで交渉していたことが明らかになったと、ですから、これは本来取るべき税金を取らなかったということでもある。ただ、このあと、課税に関しても市は課税をしていると言っているが、一部の相続人はそういった通知が届いていないという話でもあるが、結論的としては、一切この税金はまだ納付されていないということが明らかになったというぐらいなのかなというふうに思っています。

最後、負担つき寄附に関してですが、これは当初からの議論でありましたけれども、市の判断のもととなる弁護士にもおいでいただいてお話をしましたけれども、これは私ですが、委員との見解の相違の溝は埋まらず、また法的な議論でもあるので、委員会でもなかなか結論が出なかったというぐらいにしかまとめられないのかなというふうに考えております。

当然、このまとめ方は皆さんそれぞれまた議論していただいて、それじゃ足りないとか、方向が違ふとかというのであれば、いろいろとそこはまさに議論すべきだと思いますし、この項目についても、それはいらぬとか、もっとこういったものがあるだろうというものがあれば、そこをまさに議論で、まとめ方の議論をしていけばいいのかなと思っております。

以上です。

委員長 ほかに。

花島委員 論点としては、そんなものでいいかもしれませんが、書き方が全然、私のイメージと違います。まず、客観的危険度調査というのは、要するに、主観的にと言うか、ぱっと見て明らかに危ないと思って進めたということでしょうが、じゃ、それがどれだけ悪いのかと、実際に調査したらどうなるかということがまずありますよね。そもそも、前にも私言いましたけれども、あの時代の古い建物で、なおかつ実際に見てみると周辺の付属物の施工が非常に悪い。私が前いた職場なんかは、多分同じ時期かそれより前の建物ですが、手すりとか、屋上につける付属物の施工、あんなもの全然やっていないですよ。だから、基本的にぱっと見て危ないと思うのは僕は非常に自然だと思います。客観的調査といいますと、耐震診断だったら結構なお金がかかる。それだけのお金をかける価値があるのかどうか。

もう一つはチェックリストみたいなものというんですけれども、チェックリストなんていうのは、結局、客観的にというけれども、ぱっと見た印象で積みあげたものに過ぎないですよ。表にただけ。だから、客観的調査せずというものは、別に書いても構わないんですが、じゃ、その判断が間違っていたかと言ったら、全然間違っていなかったというのが、私の見方ですね。

次に資力がないと固定資産税の件については、これは関係あるんですよ。そもそも、相続関係も含めてどうなっているかということを見なきゃいけない。これまでの証言でわかったのは、元の持ち主が多額の借金を残して亡くなった。その借金を含めて、実質的には次男の方……。

委員長 名前は。

花島委員 わかりました。1人の息子さんと奥さんが負って、一生懸命返そうとしたんだけど、奥さんが亡くなっていよいよ破綻したと。それで、破産状態になったということですね。じゃ、その残りの2人は、そのとき相続していたんだから、例えばその借金を含めてどれだけ責任をとろうとしたかと言ったら、1人の方は、もう婿入りしたんだから自分は関係ないとずうっと思っていた。それから、もう1人の方はなぜか知らないが関与しなかった。ただし、このあとがまた話が混乱するんですけれども、もう1人の方は、破産処理の中で、ビルが結局処分できないで残ったわけですよ。そのビルに対して、できれば自分は利用したいと考えていた。じゃ、はっきり利用するために、その分は私が相続しますという意味を示したかというのと、そうでもない。つまりあやふやな状態に流れた中で、結局誰が所有しているのかわからない状態だったから、なかなか課税もできなかった。市のとるべき方法としては、本来だったら、早々に相続分担をきちっと決めてもらって、そして、例えば実際に責任とっていたある方に相続をきちっとしてもらって、それで、資力がないから固定資産税も払えない。それで、物を処分して払うこともできないということで、課税はするが、そのあと減免対策、処置をしてもらえば、減免で払わないで終わっているという形になるべきだったんですよ。ところが、1人の方がはっきりしなかったから、ずるずるやってきた。その背景にはそもそもいろんな相続においてきちっと相続手続がなされないという一般的な事情がある。市としても細かに全ての不動産相続などをきちっと追跡できていないという、この件に限らず。そういう事務上の弱さがあったとそう思ったと私は思っています。

負担つき寄附については、これは一部異論があるのは事実ですよ。少なくとも文章からいってこう読めるはずだという遠藤委員が主張しているわけですから、ただ、世間一般にこれはこういう解釈だというのは既にある。それが、一部の人が、それがそうじゃないと言っても、執行部がこの一般的な解釈に沿って考えたということ自身に、とやかく言う筋合いはないと私は思っています。つまり、とりわけ責められる理由にはならない。だから、こういう解釈があるよというのは書くのは構いませんが、妙に執行部が何

か悪いことをやったかのような話は書くべきじゃないと私は思います。

以上。

中崎委員 今の花島委員の話は、要するにまとめの書き方の問題かなど、そういうふうに思います。遠藤委員が言ったように、その大体4つの柱で委員長さんなり、何名かの人を選んで、報告書なら報告書を取りあえず原案みたいなものをつくっていただいて、それをたたき台にして、これは今言ったように、花島委員がこれは違うんじゃないかとか、これは執行部の考えはこうなんじゃないかという、そういうのはまた別問題として、事実、この証言を得られた、あるいはそういう中でもって書き出していただいて、そしてそれをもとに協議をしていった方がいいんじゃないかと、そういうふうに思うんですけども。そうでないと、なかなか先に進まないんで。

委員長 ほかに。

助川委員 今の中崎委員のほうからも話がありましたように、我々が立ちあげたこの委員会ですんで、我々全員が揃っているときに、使命を果たすということが大原則だと思うんですよ。新たに次の議会になりますと、全然いきさつがわからない方々が入ってこられますし、という可能性がありますんで、そういうことを市民の目線から考えた場合には、今回そういう、今、遠藤委員のほうからも柱をお示しいただきましたので、このほかにありますかとか、あるいはこの件は省いたほうがいいんじゃないかと、そういう意見を取りまとめていただくのが委員長の責任だから、そういうことで進めていただきたいと思います。

笹島委員 我々せっかくもう1年近くやって、専門的に知識と経験もあれしているんで、先ほど助川委員が言っていたとおり、次のあれになってきて、ここも優秀な人が二、三人去っていきますので、その前にやっぱり、我々が専門的なあれでまとめていきたいということで、これできょうはご了解いただいて、次のステップということはどうでしょうか。

遠藤委員 まさに、助川委員おっしゃったように、中崎委員おっしゃったように、ちょっと私あくまで4つしか項目をお示していませんので、このほかに観点でそれぞれの項目出しをちょっとお聞きしてはどうかと思うんですが。

委員長 とりあえず、方向性ということで話は始まっているんですけども、要するに、調査報告書という形でこの百条委員会の締めくくりをしなくちゃいけないという思いであります。どのような調査報告書にするかということに関しまして、先ほど来、粛々と事実を積みあげるというご意見もございました。やっぱりこの問題に関して、どっちの言っているのが正しいのか間違っているのかというのは、我々の、当委員会の責務ではなくて、やはり事実を積みあげるという方向が最終的には一番いいのではないかなというのが、私の今の思いです。例えば、先ほど来、客観的危険度の判断、あるいは相続人の資力がないという判断、あるいは固定資産税の課税保留の問題であるとか、何点か、それから負担つき寄附の件、ありましたので、こういう件に関しては、委員会のほうからこ

うという質問をどなたに対して投げかけて、その人からどういう答弁がありましたというのを、客観的というか、議事録からちゃんと言葉を選んでピックアップすべきだと思います。

このほかに、あるいはこの件に関しては、この委員のこういう質問に対して、執行部あるいは相続人の方のこういう答弁をぜひ記載すべきだということを決めなくちゃいけないんじゃないかと思うんですよね。その件に関して、じゃ、委員長といわれても、全ての議事録がインプットされているわけではないので、ちらっと読み直した程度で申しわけないんですけれども、やっぱり煮詰める件に関しましては、場合によったら、全員でやるのが望ましいんですけれども、代表者を何名か、委員的なものを決めて、その人にどういうものをピックアップして最終的な委員長報告にもっていくかという原案を、たたき台をつくっていただいて、最終的には委員の皆さんの了解を得るというふうなものも1つの方法かなと思うんですけれども、その件に関しまして、皆さんのご意見頂戴したいと思います。

助川委員 先ほど、遠藤委員のほうから4件の案件が出ましたよね。それ以外にあるかどうか、皆さんにお諮りいただいて、それでなければ、その4件に関してまとめあげていくと。今までいろんな意見が積みあがってきているでしょう。それを抜き出していただいて、盛り込んでいただくというような取りまとめの仕方をせざるを得ないのかなというふうに感じます。

委員長 そういう方向性でいかがでしょう。今の4件ご意見上がっていますけれども、それ以外に、この件についてもきちっとピックアップして報告書に上げるべきだというご意見ありましたらお願いしたいと思います。

(なし)

委員長 じゃ、この4件を中心に報告書を作成するというので、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 じゃ、それで話が決まれば、あとは誰がその取りまとめの、最終的には責任者は当然委員長ということになると思うんですけれども、正副委員長2人だけではちょっとあれなので。

福田委員 それは、正副でやるのが当たり前でしょう。そのための正副委員長だろう、それは。

委員長 前回、正副委員長でという皆さんのご意見でまとめたつもりが、反対のご意見があって、質問もしないよという話になった経緯もございますので、できれば、正副委員長以外に何名かの方に……。

福田委員 そんなのは今までにそういう委員会は前代未聞だよ。そういうことやったらば、ちょっと事務局でどうなの、それ。前代未聞だ、そんな委員会。

委員長 じゃ、正副委員長でということよろしいでしょうか。

副委員長 先ほど小宅委員と花島委員のほうから、ここまで、ここまでという両方の意見あり

ましたけれども、私も考えているのは、あくまでも委員会としては、こういうふうな証言が得られましたと、それが正しいかどうかはこの委員会のやることではないというふうに私は思っています。

ですから、その後同じメンバーですけれども、今度は議会として、全員協議会なり何なりで、またそれをどう評価して、どういうふうに、例えば執行部に対して今後要望していくのかとか、そういったことは議会でのことかなというふうに思っているんで、ただ、ですから、この間もちょっと私言いましたけれども、その報告書をまとめるには、こういう意見がありましたということは、これも事実として、そういう意見があったということは、なので、そういう意味で先ほど委員長がいろいろそれぞれの皆さんからご意見をお伺いしたいというのは、そういうことだと思うんですけれども、ですから、そういうのを参考にさせていただいて、だから、報告書の原案はつくるにしても、こういうふうに判断しますとか、こういうふうに思いますとかというような言葉は入らないということでもよろしいですよ。じゃないと、そこにまた主観が入っちゃうような気がするんですが。

花島委員 何度も言っていますが、議事録だけ出せばいいという話じゃないでしょう、これだけ騒いで。古川副委員長が代表でした質問だって、ちゃんとした質問になっていないのたくさんありますよ。本人は気づいていないかもしれないが、誘導尋問だったりなんだから。それをそのままただ書いて、こういうふうに聞いてこういう答えがありましたというだけ羅列するんだったら、ただの議事録でいいわけでしょう。違いますか。

それから、最終的に例えば何か諮問する、執行部になり市に言うにしたって、こういうことを言うべきだという提案みたいなやつは、この委員会が本来出すべきですよ、と私は思っていますよ。

以上。

中崎委員 今、花島委員がおっしゃったように、もちろん事実関係は書きます。百条委員会としての意見も、1ページなら1ページに、執行部に対してこういうあれがあるというのは当然つけなくちゃならないと思います。それは、この4つのことに関してのこととはまた違った意味で、百条委員会としての総括的な意見書というか、あれを書き足すということではいかがでしょうか。

笹島委員 よく今、不祥事があると第三者委員会というのをつくりますよね、いろんなところで。そうすると、そこにいろんな事実関係で疑義を感じるとか、そういうつくり方でやっていっていいのかな、どうなの、そこは。少し疑問を感じるとか、そういうふうに執行部の話と証人の話が食い違ふとか、そういう形をとっていくのかな。

副委員長 だから、先ほど言ったように、食い違っていますよという事実を報告すればよろしいんでしょう。どっちがそれが正しいと判断するかというのは、また主観の話になっちゃうんで。

笹島委員 委員会として、この件に関しては疑問を感じるのかということはあるべきだよね。

異議を感じるという、そういうことをしていかないとという進め方でどうですか。

遠藤委員 ちょっと、さっきも申しあげたように、実は私、それぞれ主観を最後入れているんですよ。だから、客観的な危険度に関しても、そういうあとで出したようなチェックリストみたいなものに基づいて判断をするべきだとか、資力に関しても、結局資料が全部出てなかったのだからこれはいかなものかというふうなこととか、固定資産税に関しても、本来徴収すべき税金を徴収しなかったのはこれもどのようなものかみたいなことはやっぱり入れる、事実がこうだったんで、こういう、これは多分入れるべきだと思っていて、ただ、実際これが今度の委員会で出てくる正副のほうでつくっていただく原案について、じゃ、この事実の確認とこういう結論でいかどうかというのを、次に皆さんで議論すればいいということだと思ってるので、一応最後のこういう事実があったのでこうだねというのは、ちょっとそこまでは1回つくっていただいたほうが、皆さんいいんですよ。それについて、結論はちょっとこれでいいとか、それはだめとか、それを議論すれば多分まとまっていくなだろうと思うんですけども。

副委員長 そういうことであれば、なおさら、こちらの正副がつくるにしても、そういう議論をこの場で、例えば危険度調査についてはこう思う、ああ思う。それはどっちが正しいかは別ですよ。じゃなくて、こういうふうな証言がありましたからこうですよというふうな議論をしていただいた上で、こういうふうなそれをまとめるということだったらできるんですけども、だから、そういう議論もなしで、原案をつくってこいと、それが正しいとか正しくないとかとまた議論になると思うんですよ。こんなこと言っていないですよとか。だから、その辺を議論していただきたいというのが、冒頭に委員長が皆さんにご意見を伺ったのはそういうことだと思ってるんですけども。

中崎委員 4つの証言の、委員長、副委員長は事実のみで、そのあとの委員会としての意見は、最後ここで決めたら。委員長、副委員長の意見じゃなくて、例えば危険度はどうでしょうとここでこういう証言がありましたという、そこまでで。そして、ここで全員で危険度に関してはどういうふうな判断しますかと、例えば正式な耐震の試験が必要だったかなとか、それをしなかったのはいかなものかとか、それから、資力に関しては、ちゃんとした資料とか調査をするべきだったのではないかと、そういう意見をここでちょっともんで、一言つけ加えると、そういう感じでいかがでしょうか。

副委員長 わかりました。とすると、やはり、議事録からの抜き出しになりますよね。そういうことでよろしいんですよ。

福田委員 当然会議録からまとめたものを提出してくればいいですよ。それに対して皆さんにお諮りを願って、そしてやっていけばスムーズに行くんじゃないの。

副委員長 そうしますと、この前お話ししましたとおり、議事録からポイントになるところを抜き出した部分が、これをもうちょっとコンパクトにというか、そのポイントごとにコン

パクトにして、例えばA4でいうと、1枚とか2枚とか、そのぐらいにしてお出しすればよろしいということですね。

（「何枚でも構わない、3枚でも4枚でも」と呼ぶ声あり）

副委員長 ただ、自分で思ったのは、このポイントを議事録から抜き出したつもりなんですが、全文載せるわけには当然いかないわけですね。全文載せるんだったら議事録そのまま出せばいいわけですから、ただ、これをまとめるというか、ポイントを要約するにも、どうしても、自分で思ったんですけれども、自分のやっぱり主観が入っちゃうんですね。ここが大事だろうとかいうのは自分で考えちゃうんで、その辺は皆さんから、あとからご意見をいただければいいと思いますけれども。

勝村委員 だから、それは自分の主観が入ると言っても、それを今度ここに出してきて、それをみんなで議論するわけだから、それは構わないんじゃないの。それが大元になっちゃって、そのまま通るわけじゃないんだから。

萩谷委員 今、副委員長のお話ありましたけれども、先ほど、遠藤委員が4つの柱ということの流れになってやるとなったんだから、いっぱいあるんだよと言ったって、4つの柱に沿ったやつでいいんだから、まとめ方は。そんなにいっぱいには必要はないと思うんですよ。だから、4つの柱をメインにやっていけば、出せばいいんじゃないですか、何も。

遠藤委員 いや、また、多分大変な作業をお願いするんだと思いますが、確かに主観は皆さんしよがないですよ、それぞれあるから。それはただ一応我々お願いするので、大変な作業を。それはお願いするとして、ただ、我々も正副委員長に全部委任するわけじゃなくて、我々だって、もしどうかなという部分は事務局行けばいつでも閲覧で見られるわけで、それはそういうふうに思う人は、自分で根拠をつくれればいいだけのことでして、あと、それ以外は正副委員長に申しわけないけれどもお願いするということで、それでいいんじゃないかと。もう閲覧はできるんですから、皆さん個人で、それぞれ。どうですか。

花島委員 いろいろ異論を言っているのは一番私なんで、私なりにまとめたメモぐらいいは出せますよ、あらかじめ、こういう意見があるという形でね。それから、前回の会議で何ページか今までの予定をまとめたというやつを、事務局に預けると言っていたんですが、どなたに預けたんでしょうか。

古川委員 ごめんなさい、預けていませんでした。ごめんなさい、すいません。

福田委員 何ページあるのかわからないけれども、まとめて提示してみたら。そうして皆さんに諮ってみればいいでしょう。

委員長 じゃ、とりあえず、先ほどからの4件を中心に、正副委員長でもって、報告文の原案を、たたき台をつくって、皆さんにお諮りをすると。

もう一つ、ずうっと気になっていることが1つあるんですけれども、それは、つまり当該ビルの今後の方向性と言いますか、もう2年間、あの状況であるわけなんですけれど

も、当然、この2年間であそこに相当な市の費用、予算がつぎ込まれているのも、これも事実だと思います。この件に関しまして、委員の皆さんはどのような捉え方をしているのかな。あるいは、どうすればいいのかなというぶっちゃけたところを、その辺の正直な皆さんのご意見を頂戴したいと思うんですけれども。

小宅委員 この調査委員会で、大まかな調べることは調べたと思うんです。新しい事実というのは出てこないと思うんですね。ですので、私はもう解体してしまっていていいと思っております。ただ、百条委員会やっているのに、執行部のほうから壊したいというようなことは多分言えないと思いますので、百条委員会として調査にはもう影響がないので、壊してもいいよということを伝える必要があるんじゃないかなと。それなくして勝手に出されたんでは、またそれはそれでおかしくなっちゃうので、百条委員会として、もうあそこを残していく必要はないですよという意見をまとめた上で、執行部に壊してもいいよというか、予算を立ててくださいというような流れをすべきだと思います。

委員長 ほかに。

福田委員 それは、百条委員会から出すの。それとも、議員提案で出すの。百条委員会、どちら。

小宅委員 今、執行部が解体を待っているのは、百条委員会が継続中だからだと思うんですね。ですので、百条委員会のほうで、あそこに関しての調査はもう残しておいてもないので、もう影響ありませんよということを示してあげないと、執行部のほうでは壊すといえないというふうに思うんです。それが無いのに、勝手に執行部のほうから出してくるということはなかなか難しいと思いますし、そうすると逆にまた議会のほうで、何だおかしいんだろうというふうになりますので。

笹島委員 小宅委員、それ別だと思うんだよね。百条委員会は百条委員会で粛々やんなきゃいけないし、先ほど言っていた取り壊す云々というのは、また別の話であって、きちんとわけてやって、今回はその話は持ち出さないでほしいんですよ、今。悪いけれども、我々今一生懸命百条委員会でどういう取りまとめをするかってしている最中なんでね。申しわけないけれども、それははっきり言いますけれども。

(「まだ壊さないということですか」と呼ぶ声あり)

笹島委員 いや、壊すも壊さないも、私らは今、百条委員会で今、没頭しているんで、申しわけない、考えられないんですよ、それは。

花島委員 ちょっとおかしい。小宅委員が言っているのは、先ほど、本来僕から考えたら、百条委員会で議論して決めるべきことを議会だと言っておきながら、今度は百条委員会というのは何か変ですよ。それと、そもそも負担つき寄附行為だと言うんだったら、あれは無効ですから、寄附は。だからそれは、取り壊すなんて話にならないですよ。だから、そこはもう保留にするか、我々は違法じゃないと決めるか。いずれにせよ違法だといって騒ぎ立てないということにしなければ、執行部とは正面切った対決になります

から、それを忘れないでいただきたい。

ただ、私はもうさっさと取り壊すべきだと思っています。伝え聞く話だと執行部では補正予算を用意しているという話ですが、私はもしそれが出たら、どういうふうな意見を言うか、もちろん賛成の意見ですけれども、頭の中で考えているところです。それと、この話は前回したんじゃないんですか。私ちょっとわからないのは、決めたことと決めていないことを、何かごちゃごちゃやっているような気がしているんですよ。前の会議で決めたことをちゃんと覚えてほしいんですよ。

以上。

福田委員 その取り壊しという、今話ですよ。だから取り壊しということはいわゆる百条委員会から言った場合にはちょっといかがなものかな。百条委員会というのは趣旨が違うわけだから、取り壊しの問題というのは入っていないわけだったんだから、それは切り離して、例えば議員提案とか、あるいは議会提案とかということで、執行部のほうへ投げかける。そういうやっぱり切り離れた、それでいかないと、ちょっと百条委員会というようなあれではおかしくなっちゃうんじゃないかな。

小宅委員 私が百条委員会で壊してくれと言っているという意味じゃないんです。要は百条委員会であの物件が調査対象になっているか、なっていないかというのは、秘密会なので私たちしか現状わからないじゃないですか。ですので、あれは百条委員会の中では、もう調査対象になっていないですよということを示す必要があるんじゃないですかということだけです。それで、百条委員会として壊してくれという話ではないです。要は調査対象からもう外れていますので、壊してもいいですよということを示す必要があるんじゃないですかということです。

福田委員 じゃ、そういうことであれば、百条委員会から切り離れたことで、さあ、じゃ、建物を今後どうするかということ、それはそれで議論をする。あるいは皆さんにお諮りを願う。そういうことで切り離れた考えでいくというのはいいんじゃないですか、それで。私はそう思いますけれども。

遠藤委員 私もそのご意見に賛成ですね。そもそも百条委員会の調査内容と違うので、調査権限とも違うので、ここで、事実を確認をして、今後の方向性を話す上において、そういう話題が出るのは別に、同じ当該ビルのことなのでいいんですが、ただ、その解体をするかどうかとかそういう云々の話は、この百条委員会ではちょっと外すべきであって、我々はあくまでも事実確認の調査ということで、粛々とここで結論を出していくことに専念すべき。

ただ、確かにこの中で、もしあれが今後の結論がまだわかりませんが、前おっしゃってました負担つき寄附の議論方向によって、まだ可能性としては。それがもし無効であればということもあるから、これどちらかというと、百条委員会の結論が出てからでないと、そういう判断はできないんじゃないかなという感じは私はしていますけれども。

ただ、ちょっとこれは別かなというふうに思います。

花島委員 私が何度も投げかけているのは、その議論の決着をつけろと言っているんですよ。

要するに負担つき寄附の問題をどう扱うか。それだけですよ。それをいつまでもずるずる引きずって、我々ははっきり違うとは言わない、それから、執行部としても何やれるかやれないかわからないみたいな状態にすべきじゃないと私は思っているんですよ。何で避けるんですか、この議論を。

遠藤委員 結論をつけろという話ですが、結論のつけ方というのは多分1つではないと思っていて、実は私も何遍も話をしていますね。何遍も話をしている、それで、花島委員とは残念ながらちょっと見解が違う。どういっても見解が違う。なかなかその一緒になる点が見つからないというのも多分1つの結論なんじゃないかなと私は思っています。

これは、前から福田委員からもよくご指摘ありますが、法的解釈をこの百条委員会でどこまでできるかの、多分権能の話もあるでしょうし、ただ、私がこの百条委員会を設置するにあたって、当初、この市の執行部がこの負担つき寄附について、顧問弁護士がそのように話をしているから云々ということが非常に多かったので、なので、関係人として弁護士の方と私は話をしたかったので、百条委員会を設置した1つの理由にもあります。だから弁護士とも話をしましたから、議論もしました。

ただ、そこでもやっぱりこれは法的解釈の部分で、お互いやっぱり一致をなかなか見られなかったわけですよ。見られなかったから、ここから先は裁判の話になっちゃいますねというふうなことになっておりますから、これはこれで私はこれも結論かなと、私は思っています。この百条委員会でやっぱりこれが違法かどうかというのを結論づけられるかどうかというのは、私はかなり難しさを今は感じておりますので、そういう結論づけの仕方もあるのかなというふうには感じております。

花島委員 私は、前の前の委員会、言いましたよ。どれかにしろとは言っていないよ。要するにいくつかの選択肢があると、そのどれかにしろと言ったんですよ。要するに本当に違法だと主張しきめるのか、違法ではないとしきめるのか、あるいは中間的にその解釈を保留にして、あえて問わないという選択肢があると。そのどれかの議論さえしていないじゃないですか。そのどれかに決めなかったら、結局執行部が、例えばなんらかのあれに対して、何かのアクションをやったら、それはこっちが後から違法だと言われるかもしれないとか、そういう話になるわけですよ。

だから、遠藤委員は、正面切って違法だと言いきらないつもりなんだったら、僕はもう保留にするという話でいいと思いますよね。後から言いたいんですか、違法だって、強く主張したいんですか。もし違法だと主張するなら、あれは執行部の寄附は無効だって宣言することですよ。だから、それは市のものだとして、何かのアクションをするということは、我々としては、予算は通さないしだめだという話じゃないですか。市の所有じゃないものに対して、何かをやるという形の予算ならそれはわかりますけれども。そ

んなのいつまでも保留にしておくことなんですかね。

副委員長 その議論をするために、先ほどポイントごとに、その負担つき寄附行為という1つのポイントごとに、今まとめろということ。それに対して、もう一回皆さんで議論するというお話でしょう。そのときに、委員会としての判断というか評価をされればいいんじゃないですか。だから、別に遠藤委員のあれを持つわけじゃないですけども、別に逃げていっているわけでも何でもなくて、今は両方の解釈がありますねという結論じゃないんでしょうか。

花島委員 それでもいいですよ。でも、前から投げかけているのに、全然議論もしようとしなくて、最後に委員長、副委員長の報告書に書いてきたやつ見て議論しろという話ですかということですよ。さっき古川副委員長も議論をしてくれなかったら書けないと言っていたでしょう。

中崎委員 前回のときに、私はこの百条委員会とは切り離して、もしできるなら議員提案か何か、あるいは議長からのお願いとして、あそこのビルを早急に取り壊したいと、そういうふうな意見を申しあげました。ご賛同いただければありがたいとそういうふうに思います。

副委員長 花島委員に、私も先ほどそう言いました。まとめるために議論をしていただきたい。ただ皆さんのほうから、まずまとめてくれということで、私は皆さんのご意見で納得して、それで、じゃ、私はそうしますよと、正副でやりますよということをお話ししたわけで、本音で納得している、していないじゃなくて、皆さんがそういうご意見だから、じゃ、そうさせていただきますということを先ほど皆さんに言ったんであって、だから、私はこう思わない、私はこう思わないということだけを言われちゃうと何もできないですよ。俺は反対、俺は反対と言われちゃうと。ですから、そこは皆さんで少なくとも今その議論をして、そういうふうにお願ひされたわけですから、それをちょっと待っていただきたいということなんです。だから、その議論はしませんと言っているわけではないですよ。

委員長 ほかに。

小宅委員 先ほどの中崎委員の提案なんですけれども、私はよろしいと思います。もし、こちらからアクションしないで、執行部のほうから出されるとかということになると、またそれはぐあい悪いですし、やはり、百条委員会を立ちあげたメンツもあって、一回否決されているのもう一回出してきたなんてことは、まず考えられないというか、あつてはいけないことだと思いますので、やはりこっちのほうからアクションを起こすということには、非常に中崎委員の意見には賛成です。

委員長 いかがでしょうか。

もちろん、ご意見も含めて。

建物の解体ということに対しては百条委員会で持ちあげる話ではないよと、別に考える

べきだというご意見のほうが強いような感じなので、じゃ、百条委員会で建物の解体を認めるとか、執行部に対してアプローチするというのではなくて、委員会からではないほかの方法を考える。それが何か、うまい方法というか、適宜そういう方法があるかどうか、その辺、もし皆さんの……。

(複数の発言あり)

委員長 じゃ、この件についてはそのくらいにしろということでございますので、次に進めたいと思います。

では、報告書の作成に関しましては、先ほど来意見が大体固まっています、4件に即した形で正副委員長でまとめて、皆さんのお伺いを立てるという方向で進めたいと思います。

副委員長 事前にお配りして。

委員長 前もって皆さんにお配りする、じゃ、次回委員会までには、それをつくって、前もって皆さんに事前に通知をするということであれば、ちょっとお時間をいただくことになるかもしれないんですが、次回の委員会の日程をもし、この辺の日程にしてはいかがかというご意見ございましたら。

じゃ、その件に関しても正副委員長一任ということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 わかりました。

じゃ、ほかにご意見なければ、本日の委員会は以上で終了ということにさせていただきます。長い間お疲れさまでした。

閉会 (午後0時18分)

平成30年11月15日

那珂市議会 菅谷地内旧歯科ビル及び土地の寄附に関する調査特別委員会委員長

綿引 孝光